

徳島県規則第十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百九十五号の次に次の一号を加える。

三百九十五の二 建築物の容積率に関する特例認定申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百九十六号の次に次の一号を加える。

三百九十六の二 建築物の建蔽率に関する特例許可申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百九十九号中「建築物の高さの」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三百九十九の二 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する特例許可

申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百号中「建築物の高さの」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同項第四百十四号から第四百十七号までを次のように改める。

第四百十四 一又は二以上の建築物の敷地に関する特例認定申請手数料

第四百十五 総合的見地からした設計によつて建築等をする建築物の敷地に関する特例認定申請手数料

第四百十五の二 一又は二以上の建築物の敷地等に関する特例許可申請手数料

第四百十五の三 総合的見地からした設計によつて建築等をする建築物の敷地等に関する特例許可申請手数料

第四百十六 公告認定対象区域における建築物の位置及び構造の認定申請手数料

第四百十六の二 公告認定対象区域における建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料

第四百十六の三 公告許可対象区域における建築物の新築又は増築等の許可申請手数料

第四百十七 公告対象区域内の建築物に係る認定又は許可の取消申請手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百九十三号の十三の次に次の二号を加える。

第四百九十三の十四 特定自動運行許可申請手数料

第四百九十三の十五 特定自動運行計画変更許可申請手数料

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。